

3 どうやって納めるの？

(1) 普通徴収と特別徴収

① 自営業などの方

自営業などの方を対象とした徴収方法が「普通徴収」です。

普通徴収の方には、区から直接「税額決定・納税通知書」を送付して、税額をお知らせします。その税額を、6月・8月・10月・翌年1月の4回の納期に分けて、ご本人が区に納付する方法です。

② お勤めの方(サラリーマンなど)

お勤めの方を対象とした徴収方法が「給与からの特別徴収」です。

給与からの特別徴収の方には、区から「特別徴収税額通知書」を勤務先(特別徴収義務者)にお送りし、勤務先を通してご本人に税額(12回分)が通知されます。

勤務先は、この税額を6月から翌年5月まで、毎月の給与から差し引いて区に納入します。

※1 お勤めの方で、給与から住民税が差し引かれていない場合は、自営業などの方と同じ「普通徴収」による方法で納付します。

※2 年の途中で会社を辞めた方で退職等により、給与からの差し引きができなくなったときは、残りの分が普通徴収に切り替わります。

③ 年金所得の方

4月1日現在で65歳以上の公的年金受給者を対象とした徴収方法が「公的年金からの特別徴収」です。

公的年金からの特別徴収の方には、区から直接「税額決定・納税通知書」を送付して、税額をお知らせします。

なお、年の途中で転出した方や税額の変更のあった方、亡くなられた方などは、公的年金からの特別徴収を中止して普通徴収の方法に変更する場合があります。

ア 新たに公的年金からの特別徴収の対象となる方は、公的年金等所得に係る税額の1/2に相当する額を普通徴収の方法で6月・8月の2回の納期に分けて、直接ご本人が納付し、残りの1/2に相当する額を10月・12月・2月に公的年金から差し引きます。

イ 前年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である方は、前年度分の公的年金等所得に係る年税額の1/2の額を仮特別徴収税額として4月・6月・8月に公的年金から差し引き、公的年金等所得に係る今年度の税額から仮特別徴収税額を引いた残額を10月・12月・2月に公的年金から差し引きます。

公的年金から差し引かれた税額は、年金保険者(日本年金機構などの年金支払者)が区に納入します。

(2) 普通徴収の納め方

口座振替、ATM、クレジットカード、インターネットバンキング、スマートフォン決済、窓口納付の6種類の方法があります。次のページの一覧表をご覧ください。

なお、口座振替について、三菱UFJ銀行ほか地方銀行数行で申込みされる方は

 **AIRPOST** (エアポスト)を利用してスマートフォンからお手続きできます(29頁参照)。

<よくあるご質問>

◆キャッシュレス決済の納付方法は?

Q:キャッシュレス決済で納めたいので、詳しい納付方法を教えてください。

A:スマートフォン決済やクレジットカードなど様々な方法があります。納付方法によって納付上限額や手数料などが異なりますので、次のページの一覧表をご覧ください。

◆口座振替中止の手続方法は?

Q:口座振替をやめてクレジットカード納付に変更したいです。手続方法を教えてください。

A:納税者ご本人の電話連絡で口座振替を中止できます。ただし、口座振替日(各納期限)の15営業日前までにご連絡ください。

◆バーコードのエラー!?

Q:スマートフォン決済アプリで支払うためバーコードを読み取ったのですが、エラーとなりました。なぜですか?

A:納付書の汚損等でエラーになる場合があります。その際は再度納付書を発行いたしますのでご連絡ください。既に同じアプリで納付済みの納付書を利用している場合やスマートフォン決済アプリ内での支払上限額を超過している場合などにもエラーが表示されますので、詳細は各アプリ業者にお問合せください。

普通徴収納付方法一覧(キャッシュレス決済)

※下記のキャッシュレス決済により納付した場合は、領収証書は発行されません。

納付種別	納付方法								
1 口座振替 	振替日に預金口座から自動引落として納付する方法です。 ①口座振替依頼書による申込み 口座振替依頼書に記入・押印(金融機関届出印)のうえ税務課収納係宛にお送りください。口座振替依頼書は、区ホームページからのダウンロード、または、ご連絡いただければご自宅に郵送いたします。 ②スマートフォンによる申込み 三菱UFJ銀行ほか一部地方銀行ではスマートフォンを使用してAIRPOST(Web口座振替受付サービス)でもお申し込みできます。 申込締切日と振替開始時期、振替方法等について、詳しくは口座振替依頼書記載の案内または区のホームページをご覧ください。								
2 ATM 	ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、 の表示がある金融機関のATMで、キャッシュカードまたは現金で納付する方法です。								
3 クレジットカード  ネットdeモバイルレジ   	①モバイルレジクレジット 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、クレジットカードを利用して納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。 ②ネットdeモバイルレジ 区のホームページから専用サイトにアクセスし、パソコン、スマートフォン、タブレットに納付書に印刷された納付番号等を入力し、納付する方法です。納付書1枚あたり100万円未満の場合に利用可能です。 ①②ともに、利用できるクレジットカードは5種類です。また、クレジットカードで納付する場合は、納付金額のほかに決済手数料がかかります。(決済手数料は中野区の収入になるものではありません。) <table border="1" data-bbox="1093 1243 1428 1377"> <thead> <tr> <th>納付金額</th><th>決済手数料(税込)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1円～5,000円</td><td>27円</td></tr> <tr> <td>5,001円～10,000円</td><td>82円</td></tr> <tr> <td>10,001円～20,000円</td><td>165円</td></tr> </tbody> </table> ※以降、10,000円増えるごとに110円(税込)加算	納付金額	決済手数料(税込)	1円～5,000円	27円	5,001円～10,000円	82円	10,001円～20,000円	165円
納付金額	決済手数料(税込)								
1円～5,000円	27円								
5,001円～10,000円	82円								
10,001円～20,000円	165円								
4 インターネットバンキング  	①ペイジー納付 ペイジーマーク  が印刷された納付書を使用し、パソコン、スマートフォン、携帯電話からインターネットバンキングにアクセスして納付する方法です。 ②モバイルレジ 専用アプリをダウンロード後、納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、インターネットバンキングにアクセスし納付する方法です。アプリは納付書裏面のQRコードから無料でダウンロードできます。納付書1枚あたり30万円以下の場合に利用可能です。								
5 スマートフォン決済アプリ 	納付書に印刷されたバーコードをスマートフォンのカメラで読み取り、アプリへチャージした金額から納付する方法です(PayB及び楽天銀行アプリについては、お支払いになる口座にあらかじめ必要な金額を入金してください)。 PayPay、auPAY、d払い、J-CoinPay、楽天ペイ、FamiPay、PayB、楽天銀行アプリで納付可能です。納付書1枚あたり30万円以下(FamiPayは10万円以下)の場合に利用可能です。								

口座振替の申込みがスマートフォンで手続きできます。



三菱UFJ銀行ほか地方銀行数行では、**AIRPOST**（エアポスト）を利用してスマートフォンから口座振替の申し込みができます。

AIRPOST（エアポスト）なら、区役所や金融機関窓口へ出向くことなく、外出せずにいつでもスマートフォンで申し込み可能です。申し込み方法は中野区ホームページをご覧ください。

(3) 特別徴収の納めかた

銀行・信用金庫などの金融機関やゆうちょ銀行及び郵便局、区役所及び区内5か所の地域事務所窓口のほか、地方税共通納税システムをご利用ください。

地方税共通納税システムを利用すると、パソコン操作で複数の自治体に一括納入することができます。

※ 地方税共通納税システムの詳細は、エルタックス（地方税ポータルシステム）ホームページ（<https://www.eltax.lta.go.jp>）をご覧ください。

納付書または納入書には、納付・納入期限が表示されていますので、その期限までに納めてください。

(4) 納め過ぎた税金はお返しします（還付金）

① お返しする場合

既に納めた税金が修正申告等で減額になった場合や、二重払いの場合等には、納め過ぎた税金（過誤納金）をお返しします。

ただし、還付を受ける方に、まだ納めていない住民税がある場合には、その住民税に充当し、過誤納金が発生したときは、「還付（充当）通知書」をお送りします。

② お返しする方法

口座振込によりお返しします。還付（充当）通知書に同封する還付金口座振込依頼書に振込み先の金融機関口座（原則として本人名義）を記入し、返送してください。

(5) 期限までに納付のない場合

① 督促状

各期の住民税が定められた納期限までに納付されない場合は、法律に基づいて督促状を送付しています。

各期の住民税は、忘れずに納期限までに納めてください。

また、事前に相談した場合や分割納付中であっても、各期別本来の納期限までに完納していない場合は、督促状が送付されます。

② 延滞金

住民税を定められた納期限までに納めなかった場合、納期限から実際に納めた日までの日数に応じた延滞金が、住民税に加算されます。

この措置は、納期限までに納めた納税者や特別徴収義務者との公平を図るために設けられたものです。

延滞金の年率は、納期限の翌日から1か月間までは、延滞金特例基準割合に1%を加算した年率と年7.3%のいずれか低い方の年率(令和7年中は2.4%)、納期限後2か月目からは延滞金特例基準割合に7.3%を加算した年率と年14.6%のいずれか低い方の年率(令和7年中は8.7%)です。

※ 延滞金特例基準割合とは:財務大臣が告示する租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に、年1%の割合を加算した割合です。(令和7年中は1.4%)

③ 困ったときは納税相談を

災害や病気、事業の廃止等、様々な事情により納税が困難になったときは、お早めに納税相談をしてください。そのままにしておくと延滞金がついてしまうばかりでなく、滞納処分(差押等)をされることもあります。

ご事情によっては、ご相談のうえ、納税を一定の期間猶予したり、分割で納税したりすることがあります。

④ 滞納処分

納期限を過ぎ、督促状をお送りしてもなお納税していただけない場合には、滞納している人の財産(預金・給与・不動産等)を差押えなければならないことが法律に定められています。これは、税を確実に徴収し、きちんと納めた方との間に不公平が生じないように行うものです。差押後も納付がない場合には、差押えた財産の取り立てや売却を行い、滞納している税に充てます。

<よくあるご質問>

◆納めすぎた税金は？

Q:督促状が来たので、その納付書で納めたところ、以前に送られてきた同じ税金の納付書が見つかり、それについても納めてしまいました。納めすぎた分は、いつ返してもらえますか？



A:税金が重複して納付されたことを確認するまでに、金融機関等で納めた場合2週間程度かかることがあります。その後、還付の通知をお送りしますので、振込先口座をご指定ください。なお、入金までに1か月ほどかかることもありますので、ご了承ください。

◆中野区から引っ越したら、どこに納税するの？

Q:中野区外に引っ越しましたが、中野区から納税通知書が届きました。住民税は、現住所の市区町村に納めるのではないのですか？



A:住民税は、毎年1月1日現在の住所地で課税されます。今年1月1日の住所が中野区であれば、その後、中野区外へ引っ越しされても、今年度の住民税は中野区に納めることになります。

◆納めたのに督促状が!?

Q:6月末日納期限の第1期分を7月14日に銀行で納付しましたが、7月20日付で督促状がきました。納めてあるのにどうしてですか？



A:金融機関で納付されたことを区が確認できるまでに2週間程度かかる場合があります。本来の納期限を過ぎた後に納付があった場合、行き違いで督促状を送ってしまうことがあります。